

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	一般廃棄物再生活用業個別指定（更新指定含む）	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3 第 2 号	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	1. 堺市一般廃棄物処理実施計画に適合しているか。 2. 本市において再生処理が困難であること。 3. 堺市再生利用業の個別指定に関する規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定に適合しているか。	
標準処理期間	標準処理期間	申請書を受理した日の翌日から起算しておおむね 2 か月
	標準処理期間を設定できない理由	

＜関係法令（抜粋）＞

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条の三

- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

○堺市再生利用業の個別指定に関する規則（昭和 54 年規則第 40 号）

（指定の基準等）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認めるときに限り、指定するものとする。

- (1) 一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の再生活用（以下「再生活用」という。）のみを業として行おうとする者
 - ア 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
 - イ 排出者から廃棄物を原則として無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
 - ウ 申請者が、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しないこと。
 - エ 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を所有し、又は当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
 - オ 廃棄物の保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な処置を講じたものであること。
 - カ 引き取られた廃棄物は、その大部分が再生活用の用に供されること。
 - キ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、産業廃棄物にあっては、その取引関係に継続性があること。
 - ク 再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ケ 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - コ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
 - サ 受け入れる廃棄物は、主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。
 - シ 一般廃棄物の再生活用にあっては省令第 6 条の 3 第 5 号の規定に、産業廃棄物の再生活用にあっては省令第 12 条の 12 の 4 第 5 号の規定に適合していること。
 - ス 一般廃棄物に係る指定にあっては、法第 7 条第 10 項第 2 号の規定に適合すること。